



埼玉県報

第 646 号
令和 7 年(2025 年)
8 月 26 日
火曜日

目 次

告示

- 令和 7 年度公害防止主任者資格認定講習実施（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 県営土地改良事業釜の上・兎田地区（農業用排水施設等整備事業）事業計画の決定及び当該事業計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 児玉都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 総合指揮支援システム機器等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 県道行田東松山線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道大谷材木町線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 一般国道 299 号の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 液体クロマトグラフ質量分析装置の賃貸借（ファイナンス・リース）に関する落札者等の公示（水質管理センター）
- 企業局執務環境改善業務委託に関する落札者等の公示（公営企業・総務課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第六百三十五号

埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第一百六条第一項の規定により、令和七年度公害防止主任者資格認定講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

一 令和七年八月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 講習の区分、講習実施期間、テスト実施日時、実施方法及び予定人員

区分	講習実施期間	テスト実施日時	実施方法	予定人員
大気関係	令和七年十一月 四日（火）から 同月三十日（日） まで	令和七年十二月 九日（火）午後 一時三十分から 午後二時三十分 まで	オンラインの 研修システム 上で実施	二百五十人
水質関係	同右	令和七年十二月 八日（月）午後 一時三十分から 午後二時三十分 まで	同右	
騒音・振 動関係	同右	令和七年十二月 九日（火）午前 十時から午前十 時まで	同右	
ダイオキ シン類関 係	同右	令和七年十二月 八日（月）午前 十時から午前十 時まで	同右	

二 講習の区分、科目等及び合計時間数

区分	科目等	合計時間数
大気関係	一 公害概論 二 大気汚染関係法規 三 燃焼・ばい煙防止技術 四 除じん・集じん技術 五 測定技術 六 テスト	二十時間
水質関係	一 公害概論 二 水質汚濁関係法規 三 汚水等処理技術一般 四 測定技術 五 テスト	同右
騒音・振動関係	一 公害概論 二 騒音及び振動関係法規 三 音及び振動の性質 四 騒音及び振動の防止技術 五 測定技術 六 テスト	同右
ダイオキシン類関係	一 公害概論 二 ダイオキシン類関係法規 三 ダイオキシン類の排出防止技術 四 測定技術 五 テスト	同右

合計時間数にはテスト時間（一時間）及び自習時間を含めるものとする。

三 受講資格等

イ 講習を受講することができる者は、埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）第九十七条第一項の表の中欄に該当する者とする。

ロ 受講希望者数が講習の予定人員を上回る場合には、その勤務する工場又は事業場における公害防止主任者及びその代理者の選任状況等を勘案し、受講者を決定する。

四 申込方法等

イ 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービス（以下「電子申請」という。）において必要な事項を入力するとともに、埼玉県環境部水環境課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/syuninsya/main.html>）で指定する電磁的記録を添付すること。なお、申込みの詳細については、別途埼玉県環境部水環境課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/syuninsya/main.html>）で案内する。

ロ 申込期間

令和七年九月八日（月）午前九時から同月二十八日（日）午後五時まで

ハ 受講手数料

(1) 金額

一区分当たり七千五百円

(2) 納付方法

電子申請を経由して電子納付する。

(3) 納付期限

電子申請による申込受付後、電子メールにより別途指定する。

五 修了者の認定

講習を受講（講習実施期間内に指定された全ての配信動画の再生率を百パーセントとすることをもって受講したものとみなす。）し、かつ、テストにおいて所定の成績を収めた受講者については、講習の修了者として認定する。

テストにおいて所定の成績を収めなかった受講者については、当該受講者の希望により、一回に限り、追加テストを実施することができるものとし、当該追加テストにおいて所定の成績を収めた場合に、講習の修了者として認定する。

なお、修了証書は令和八年一月上旬頃郵送で交付する。

六 受講案内の掲載

埼玉県環境部水環境課のホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/syuninsya/main.html>）に掲載する。

七 その他

イ 申込方法等に関し不明な点は、埼玉県環境部水環境課（電話〇四八―八三〇―三〇七九）に問い合わせること。

ロ その他詳細は、受講案内による。

告 示

埼玉県告示第六百三十六号

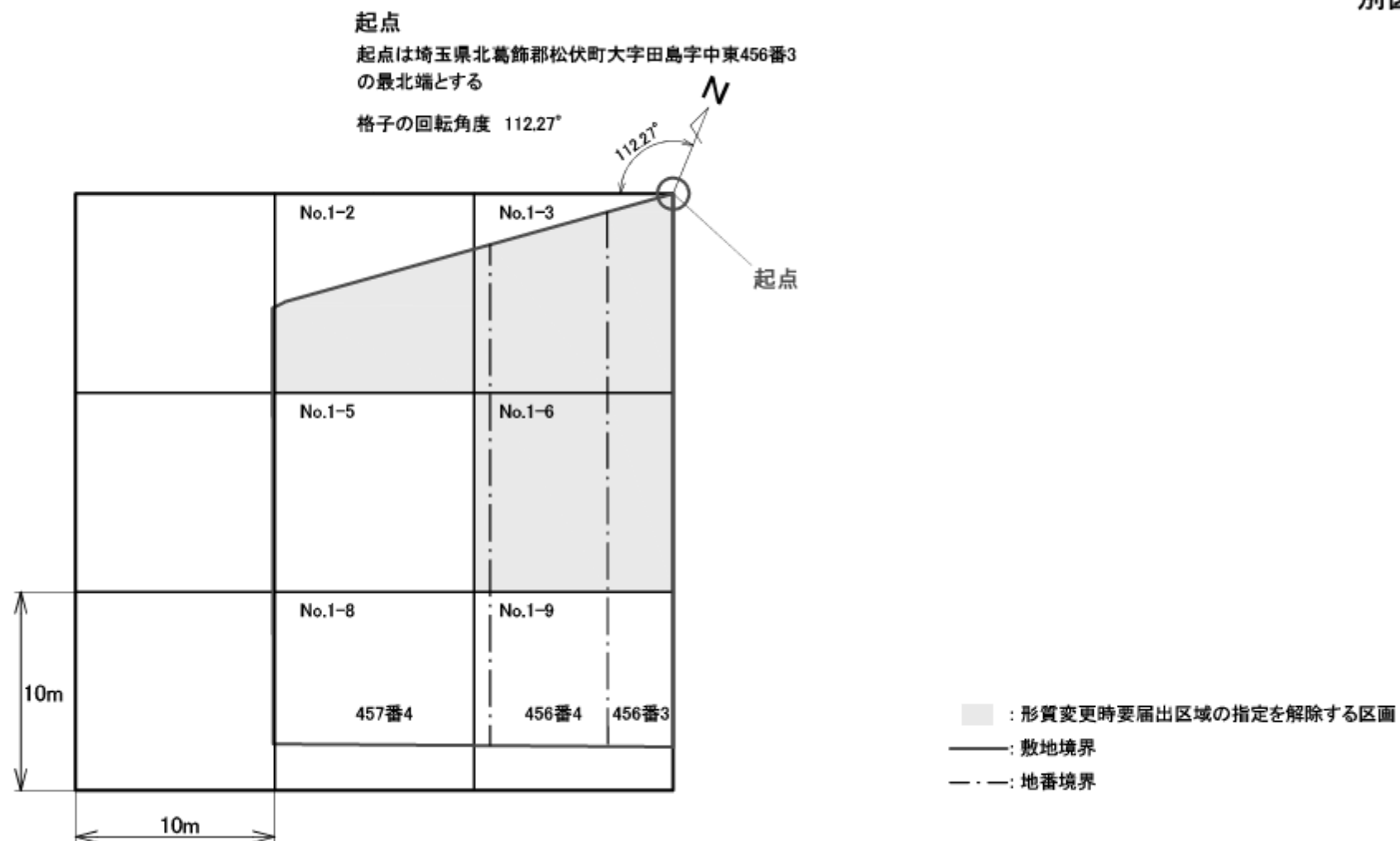
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和七年埼玉県告示第二百二十七号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和七年八月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島字中東四百五十六番三の一部、四百五十六番四の一部及び四百五十七番四の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



告 示

埼玉県告示第六百三十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年八月二十六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県蕨市中央六丁目三番十の一部）

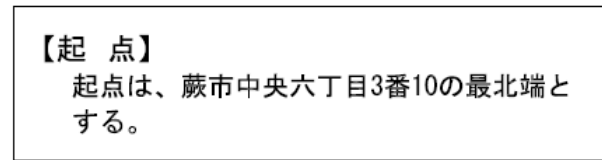
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、テトラクロロエチレン

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別 図



【凡 例】

□ □ □ □ 単位区画

———— 敷地境界

▤ ▥ ▦ ▧ 要措置区域

【格子の回転角度:37度12分33秒】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

告 示

埼玉県告示第六百三十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年八月二十六日

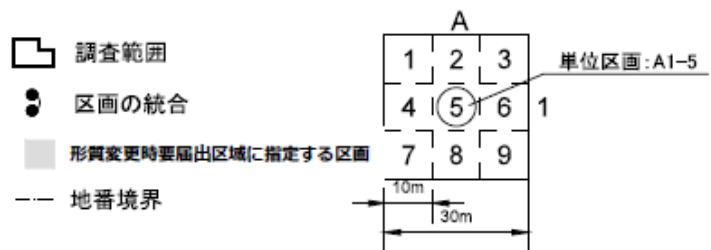
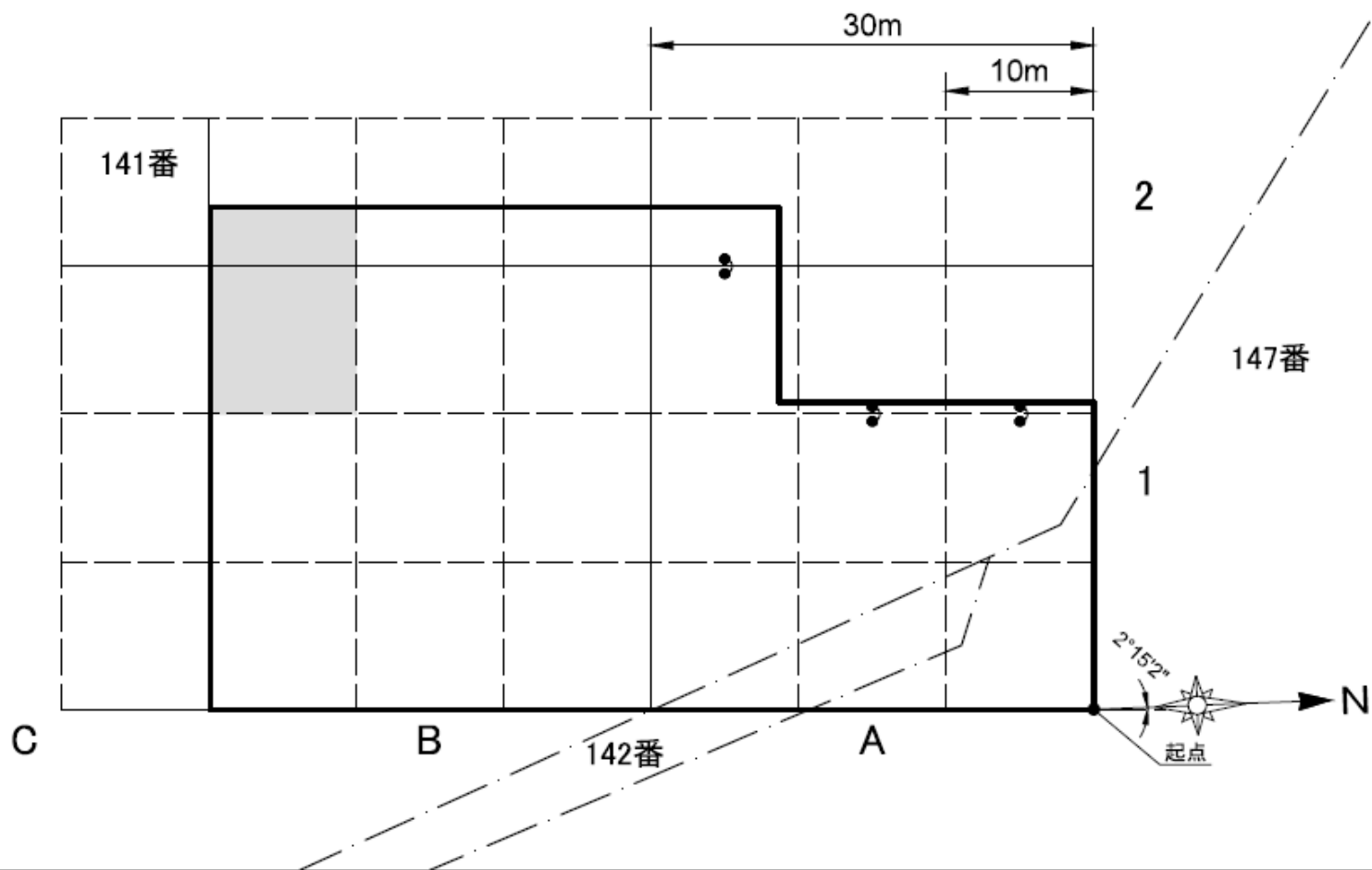
埼玉県知事 大 野 元 裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県北本市下石戸七丁目百四十一番の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

別図



起点

起点は北本市下石戸七丁目147番地のうち
対象地の最北端とした。

(格子の回転角度)

起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれと平行して10m間隔で引いた線を右に2度15分2秒回転させて得られる線より、調査対象地を区画した。

告 示

埼玉県告示第六百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業釜の上・兎田地区（農業用排水施設等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和七年八月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 縦覧期間

令和七年八月二十八日から令和七年九月十六日まで

二 縦覧場所

秩父市役所

秩父市役所のホームページ

秩父農林振興センター

秩父農林振興センターのホームページ

告 示

埼玉県告示第六百四十号

上里町から児玉都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年八月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第六百四十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年八月二十六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

総合指揮支援システム機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和13年2月28日（金）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部警備部危機管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等を示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 香崎 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法及び問合せ先

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県警察本部
警備部危機管理課 電話048-832-0110 内線5823

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 7 年10月16日（木）午前 9 時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 7 年10月15日（水）午後 5 時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 7 年10月16日（木）午前 9 時50分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和 7 年10月16日（木）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年9月19日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、上記2(5)に定める競争入札参加資格については、納入する物品について機能証明書等を作成し、令和7年9月19日（金）午後3時までに上記3(3)の場所に提出し、確認を得なければならない。

なお、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書及び特定調達契約に係る競争入札参加予定連絡票（別記様式 4）を令和 7 年 9 月 2 日（火）午後 5 時までに埼玉県入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775（直通））に提出し、資格審査を受けること。ただし、この申請は通常の競争入札参加資格申請の例外となるため、入札参加資格を得ても参加できるのは本案件のみとなる。

また、入札の方法は紙によるものとする。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: A lease of comprehensive command support system device

(2) Time - limit for tender:

[By the electronic tender system] by 9:50 a.m. on October 16, 2025

[By registered mail] by 5:00 p.m. on October 15, 2025

[In person] by 9:50 a.m. on October 16, 2025

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県告示第六百四十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年八月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和7年7月14日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

1,474,281,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和7年5月27日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年八月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大塚 信 孝

- | | | |
|---|-------|--------|
| 一 | 道路の種類 | 県道 |
| 二 | 路 線 名 | 行田東松山線 |
| 三 | 道路の区域 | |

新	旧	旧 新 別
東松山市加美町三〇六七番八 地先から同市加美町三〇六八 番三地先まで		区 間
九・五二〇一五・四一	九・五二〇一一・三五	敷地の幅員 (メートル)
四二・七八		延長 (メートル)
歩道整備工事による。		備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年八月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大塚 信 孝

- | | | |
|---|-------|--------|
| 一 | 道路の種類 | 県道 |
| 二 | 路 線 名 | 大谷材木町線 |
| 三 | 道路の区域 | |

新	旧	旧 新 別
で 田 字 野 放 一 一 九 四 番 一 地 先 ま	東 松 山 市 大 字 野 田 字 野 放 一 〇 五 一 番 一 地 先 から 同 市 大 字 野 田 字 野 放 一 一 九 四 番 一 地 先 ま	区 間
一 〇 ・ 四 七 〇 ・ 一 七 ・ 三 五	一 〇 ・ 四 七 〇 ・ 一 四 ・ 五 〇	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
四 五 ・ 〇 〇		延 長 (メ ー ト ル)
歩 道 整 備 工 事 に よ る 。		備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年八月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 昌 行

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 二百九十九
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
秩父郡横瀬町大字横瀬字姿四三四六番 一地从ら同郡同町大字横瀬字拾壹番 四四〇六番一地从まで		区 間
一三・二〇〇一六・二五	九・九三〇一二・八五	敷地の幅員 (メートル)
二五六・〇〇	二五六・〇〇	延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県公営企業告示第四十二号

W T O に基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の 適 用 を 受 け る 調 達 に つ い て 、 落 札 者 を 決 定 し た の で 、 次 の と お り 公 示 す る 。

令和七年八月二十六日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

1 購入等件名及び数量

液体クロマトグラフ質量分析装置の賃貸借（ファイナンス・リース）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県水質管理センター検査担当

埼玉県行田市小針1632番地

3 落札者を決定した日

令和7年7月29日

4 落札者の氏名及び住所

三菱HCキャピタル株式会社 公共営業部 部長 前田 純

東京都港区西新橋一丁目3番1号

5 落札金額(税抜)

53,760,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和7年6月13日

告 示

埼玉県公営企業告示第四十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年八月二十六日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

1 購入等件名及び数量

企業局執務環境改善業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企業局総務課総務・調整担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

3 落札者を決定した日

令和 7 年 6 月 20 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 広野 代表取締役 山脇 健嗣

埼玉県さいたま市桜区南元宿 2 - 1 5 - 5

5 落札金額（税抜）

63,600,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 7 年 5 月 9 日

告 示

埼玉県選挙管告示第三十九号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和七年八月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和七年八月二十八日 午後一時三十分

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ 入間市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて

ウ 川島町長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて

エ その他